

情報公開制度について

1. 協議項目の要旨・留意点

住民の知る権利を尊重し、行政文書の開示請求の権利を保障することにより、行政の透明性の確保と説明責任が求められている。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

新市において市民に開かれた行政の推進、透明性の確保を確立する方向で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日 新設合併）

情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

市長の資産等の公開については新市において引き続き行う。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 4 . 参考法令等（条文等抜粋）

##### 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抜粋）

###### （目的）

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

###### （地方公共団体の情報公開）

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度		[情報公開制度]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	川内市情報公開条例 川内市情報公開条例施行規則 川内市情報公開・個人情報保護審査会規則	樋脇町情報公開条例 樋脇町情報公開条例施行規則	入来町情報公開条例	東郷町情報公開条例 東郷町情報公開条例施行規則 東郷町情報公開事務取扱要領	祁答院町情報公開条例
請求件数	平成13年度 25件	平成13年度 2件	平成13年度 1件	平成13年度 0件	平成13年度 0件
実施機関	市長(水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会	町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業 管理者	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開の対象となる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの、ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されるもの並びに本市の図書館、資料館その他の実施機関の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されているものを除く。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。及びこれらに類するもの(以下「文書等」という。))であって、当該実施機関が保有しているもの	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ
公開請求できる者	1 本市の区域内に住所を有する者 2 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 本市の区域内に存する学校に在学する者 5 1から4までに掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	・樋脇町の区域内に住所を有する者 ・樋脇町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・樋脇町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・樋脇町の区域内に存する学校に在学する者 ・前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	何人も	入来町に同じ	入来町に同じ
情報公開審査会	川内市情報公開・個人情報保護審査会 【委員】 5名以内(うち委員長1名) 2名が鹿児島市、3名は川内市 【任期】 3年 【報酬】 日額報酬 委員長 11,500円 委員 弁護士及び大学教授 10,300円 弁護士及び大学教授を除く者 7,100円	樋脇町情報公開審査会 【委員】 5名 弁護士、学識経験者等 町村会で選任した委員を樋脇町も任命 【任期】 2年 【報酬】 日額報酬 会長 18,000円 委員 15,000円 *委員の旅費について町が負担	入来町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	東郷町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ	祁答院町情報公開審査会 内容は、樋脇町に同じ
費用負担	(閲覧、聴取及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録…無料 コピー、郵送等は実費負担	川内市に同じ	(閲覧及び視聴) 1.文書、図画、写真及び電磁的記録(複写機により複写したものの)…1件につき 白黒20円 カラー70円 2.録音テープ(録音カセットテープに複写したものの)…1巻につき600円 3.ビデオテープ(ビデオカセットテープに複写したものの)…1巻につき700円 4.電磁的記録(2又は3項に該当しないもの)…1枚につき20円	川内市に同じ	川内市に同じ
請求方法	所定の請求書を提出	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
公開・非公開の決定及び通知	開示請求があった日から15日以内になければならない。 ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を15日以内に限り延長することができる。	当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる	当該公開請求があった日から起算して30日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	入来町に同じ	入来町に同じ
情報公開コーナー	有	無	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ	樋脇町に同じ

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23 - 22 情報公開制度		[情報公開制度]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)					
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	該当なし	該当なし	該当なし	鹿島村情報公開条例 鹿島村情報公開条例施行規則	合併時に、新たな制度等を制定する。 ・情報開示コーナーの設置をすと専任職員が必要となる。 ・制度の整備を行う。
請求件数				平成13年度 0件	
実施機関				村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会	
公開の対象となる情報				樋脇町に同じ	
公開請求できる者				入来町に同じ	
情報公開審査会				鹿島村情報公開審査会  内容は、樋脇町に同じ	
費用負担				(閲覧及び視聴) 文書、図画及び電磁的記録・・・1件につき200円 文書、図画・・・1件につき200円に、写し白黒1枚につき20円を加えて得た額 ただし、閲覧に引き続きその写しを交付する場合は、写しの交付の手数料のみとする。	
請求方法				川内市に同じ	
公開・非公開の決定及び通知				当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に係る行政情報の公開を行うかどうかの決定。 期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。	
情報公開コーナー				樋脇町に同じ	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	2 3 - 2 2 情報公開制度		[市町村長の資産等の公開に関する条例]	総務部会 文書法制・選挙・庁舎管理分科会	
調整方針(案)	市町村長の資産等の公開に関する条例については、全ての市町村同じ制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。				
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
条例等	政治倫理の確立のための川内市長の資産等の公開に関する条例 川内市長の資産等の公開に関する規則 川内市長の資産等報告書等の閲覧に関する規程	政治倫理の確立のための樋脇町長の資産等の公開に関する条例 樋脇町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための入来町長の資産等の公開に関する条例 入来町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための東郷町長の資産等の公開に関する条例 東郷町長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための祁答院町長の資産等の公開に関する条例 祁答院町長の資産等の公開に関する規則
趣旨	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、川内市長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。	川内市に同じ ただし、川内市長は樋脇町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は入来町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は東郷町長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は祁答院町長に置き換える。
内容	1. 資産等報告書等の作成 2. 所得等報告書等の作成 3. 関連会社等報告書等の作成 4. 資産等報告書等の保存(5年間) 5. 資産等報告書等の閲覧 (何人も閲覧請求することができる。)	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ
分野名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針案
条例等	政治倫理の確立のための里村長の資産等の公開に関する条例 里村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための上甌村長の資産等の公開に関する条例 上甌村長の資産等の公開に関する規則	下甌村政治倫理の確立のための村長の資産等の公開に関する条例 下甌村長の資産等の公開に関する規則	政治倫理の確立のための鹿島村長の資産等の公開に関する条例 鹿島村長の資産等の公開に関する規則	市町村長の資産等の公開に関する条例については、現行のまま新市に引き継ぐ。
趣旨	川内市に同じ ただし、川内市長は里村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は上甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は下甌村長に置き換える。	川内市に同じ ただし、川内市長は鹿島村長に置き換える。	
内容	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	川内市に同じ	